

お知らせ

カナダの象牙及びサイ角の輸出入に関する措置の厳格化について

令和5年12月13日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、令和5年12月11日付けで象牙及びサイ角の輸出入に関する措置の厳格化についての通報が出されました。

カナダでは、令和6年1月8日より、象牙及びサイの角(加工品を含む。)について、下記のとおり厳格な国内措置が実施されますので御注意ください。

記

1. カナダの象牙とサイ角の輸出入に関する国内措置の厳格化の内容

- a) 未加工の象牙又は未加工のサイ角を輸入する場合、カナダのワシントン条約に基づく輸入許可書が必要となります。カナダのワシントン条約に基づく輸入許可証は、学術研究等の標本に対してのみ発行されます。それ以外の場合、輸入は許可されません。
- b) 未加工の象牙又は未加工のサイ角の輸出は、学術研究等に使用される標本に対してのみ許可されます。
- c) 加工された象牙又は加工されたサイ角の輸入には、個人用及び家財を含め、すべてカナダのワシントン条約に基づく輸入許可書が必要です。
- d) 加工された象牙又は加工されたサイ角のすべての輸出には、ワシントン条約の輸出許可書が必要です。これらの品目については、個人又は家財の免除は認められません。
- e) ワシントン条約に基づく移動展示証明書又は楽器証明書を持ってカナダに渡航する

展示会又は音楽家は、カナダに入国する際に追加のカナダの証明書を取得する必要があります。

2. これらの輸出入規制の詳細については、[Import and export of elephant tusk \(ivory\) and rhinoceros horn](#) を参照するか、カナダのワシントン条約管理当局 (cites@ec.gc.ca)までお問い合わせください。

<カナダの象牙及びサイ角の輸出入に関する措置の厳格化についての通報(原文)>
<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-139.pdf>

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723